

令和5年度 第2回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和5年5月25日

令和5年度 第2回定例総会議事録

1. 日 時 令和5年5月25日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市立春日住民センター大会議室

3. 出席者

○農業委員 (24名)

(柏原地域)	1番 古倉 一郎	2番 矢本 規夫		
(氷上地域)	3番 芦田 義彦	4番 足立 正典	5番 金子 隆司	
	6番 徳田 義信	7番 山本 浩子	8番 足立 康裕	
(青垣地域)	9番 足立 篤夫	10番 足立 俊哉	11番 足立 信昭	
(春日地域)	12番 臼井 光茂	13番 荻野 隆太郎	14番 近藤 眞治	
	15番 田川 良一	16番 婦木 克則		
(山南地域)	17番 岸本 好量	18番 田中 耕作	19番 野垣 克巳	
	20番 和田 憲治			
(市島地域)	21番 荒木 嘉信	22番 杉山 重利	23番 高見 由行	
	24番 橋本 慎司			

○事務局 (3名)

4. 議事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第 4 号 農地転用許可条件の変更申請承認について (第5条)

議案第 5 号 非農地証明願承認について

議案第 6 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について

議案第 7 号 地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について (別冊)

議案第 8 号 農用地利用集積計画の決定について (別冊)

5. 協議事項

協議第 1 号 令和4年最適化活動の目標に対する点検・評価について (別冊)

6. 閉会

1. 開会

- 議長 ただいまより、令和5年度丹波市農業委員会第2回定例総会を開催いたします。
初めに、岸本会長より御挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

- 岸本好量会長 (会長あいさつ)
○議長 ありがとうございます。

事務局から、会議の開催について、報告をお願いします。

- 事務局 本日の定例総会は、在任委員24名、全員出席いただいております。
農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことをご報告いたします。

3. 議事録署名委員の指名

- 議長 日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。
本日は、議席番号11番の足立信昭委員、議席番号12番の臼井光茂委員、両委員よろしく
お願いいたします。
なお、本総会の議事録は後日作成しますので、署名押印をお願いいたします。

4. 議事

～ 議案第1号 所有権移転 番号1番～番号20番 ～

- 議長 日程4番、議事に入ります。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。
- 事務局 議案第1号、番号1番～番号5番朗読
- 議長 事務局の説明が終わりました。
柏原地域委員会から確認報告をお願いします。
- 委員 番号1番から番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。
番号1番は、相続で都市部の方に所有権が移った農地を、地元の親族に戻すための申請です。
図面は5ページに示しています。
譲受人は、地図の非農地証明願のところの住宅の方です。耕作面積がゼロになっていますが、自ら耕作するという意思を確認しています。主な作業については委託することになっていますが、自分でできることはして、耕作すると聞いております。
地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。
- 番号2番は、規模拡大のための申請です。図面は6ページに示しています。
譲受人は、この地域で意欲的に農業に取り組み、農業者が減少する中、地元の農地を守って

いくために購入して、規模を拡大すると聞いています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号3番から番号5番は、耕作の利便性を高めるための申請です。図面は6ページに示しています。

面積がほぼ同じことから、話がまとまったようです。

番号3番は、先ほどの番号2番と同じ譲受人です。意欲的に取り組んでおられます。

番号4番と番号5番は、この申請地の南側の農地を所有しているのが譲受人で、自宅の前でもあることから、耕作しやすいようです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号6番～番号9番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号6番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は7ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号7番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、地図は8ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。続きまして、番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号8番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は9ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員 番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号9番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は10ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。御審議のほど、よろしく願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。

番号9番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号10番、番号11番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号10番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号10番は、農地を売買により取得し、経営を開始したいというもので、図面は11ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員 番号11番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号11番は、農地を売買により取得し、新規就農したいというもので、図面は12ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしております。

12ページの地図に、農地の所在と、それからちょっと左のほうに拠点といたしております家が、譲受人の実家でございます。現在ここに譲受人の長男さんが住んでおられるということでございます。そして、譲受人も、週のうち半分ほどは拠点に帰ってきて、長男と一緒に暮らすということで、農機具、耕運機、草刈り機等を購入したいという計画でございます。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号10番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、許可すべきものと決定いたします。

番号11番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号12番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号12番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

図面は13ページにお示ししています。番号12番は、図面を見ていただいたら分かりますが、隣接する農地を購入し、移住した上、ここを拠点として就農したいというものです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号12番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号13番～番号18番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号13番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号13番は、農地を売買により取得し、経営を開始したいというもので、地図は14ページに示しております。

この14ページの図面の横に、拠点と書いてありますが、この中古住宅を購入して、隣の2筆を耕作していきたいというものであります。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号14番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号14番は、兄から譲り受け、経営規模を拡大したいというもので、地図は15ページに付けております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号15番から番号18番を議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号15番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は16ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

続きまして、番号16番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は17ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号17番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は18ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号18番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は19ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号13番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番は、許可すべきものと決定いたします。

番号14番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号14番は、許可すべきものと決定いたします。

番号15番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号15番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号15番は、許可すべきものと決定いたします。
番号16番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号16番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号16番は、許可すべきものと決定いたします。
番号17番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号17番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号17番は、許可すべきものと決定いたします。
番号18番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号18番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号18番は、許可すべきものと決定いたします。
次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。
- 事務局 議案第1号、番号19番、番号20番朗読
- 議長 事務局の説明が終わりました。
市島地域委員会から確認報告をお願いします。
- 委員 番号19番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。
番号19番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は20ページに示しています。
地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。
御審議のほど、よろしくをお願いします。
続きまして、番号20番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。
番号20番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は21ページに示しています。
地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。
御審議のほど、よろしくをお願いします。
- 議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。
番号19番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号19番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号19番は、許可すべきものと決定いたします。

番号20番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号20番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号20番は、許可すべきものと決定いたします。

～ 議案第2号 番号1番 ～

○議長 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会からの確認報告ですが、この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条に該当される方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号1番は、粃殻置場、農業用資材置場、農作業道にするための申請で、図面は24ページに示しているとおりです。

申請地の農地区分は農振農用地ですが、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画指定用途に供するため、例外的許可事由に該当すると考えられます。

転用することに、隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は事業計画に対して妥当なものであり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

それと、黒塗りの部分につきましては、前に届が出されております。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

～ 議案第3号 所有権移転 番号1番～番号9番 ～

～ 議案第3号 賃貸借権設定 番号1番 ～

～ 議案第3号 使用貸借権設定 番号1番、番号2番 ～

○議長 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、自宅を建設するために転用しようとする申請です。図面は29ページに示しているとおりです。

農地区分について、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地等であることから、第2種農地と考えます。

隣接所有者、地元等の同意もあり、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号2番、番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告ですが、まず番号2番についてのみ、確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、法人の代表個人が、貸露天駐車場として農地を転用します。駐車場完成後は、

代表個人から会社へ貸し出す予定で、個人と会社との賃貸借契約書を交わされています。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断されると考えます。図面は30ページに示しています。

また、隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。
転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、番号3番ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号3番は、農地を売買により購入し、既存の育苗ハウス内を全面コンクリート張りにして、作業効率化を図り、引き続き育苗ハウスとして利用するための申請です。図面は24ページに示しております。

申請地の農地区分は農振農用地ですが、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画の指定計画指定用途に供するため、例外的許可事由に該当すると考えられます。

転用することに、隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。
転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決

定いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号4番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号4番につきましては、一般住宅、露天駐車場として利用するための申請でございます。図面につきましては、31ページに示しております。

申請地の農地区分につきましては、10ヘクタール以上の集団の区域の農地であることから、第1種農地と判断されると考えられますが、転用目的が集落に隣接して設置される日常生活上必要な施設のため、第1種農地の例外的許可事由に該当すると考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われま
す。それと代替地の検討もされておられます。

転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号5番～番号8番、賃貸借権設定、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告ですが、番号6番、番号7番、そして35ページの番号1番、この3つの案件については、一体の開発ということで、併議とさせていただきます。

それでは、山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号5番、番号6番、番号7番と35ページの番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

番号5番は、売買により露天駐車場として利用するための申請です。図面は、32ページに示しています。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地と判断されます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のもので、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

それと、4月13日に農振除外をされた土地です。

番号6番、番号7番と35ページの番号1番は、売買及び賃貸借権の設定により、中古車販売展示場及び露天駐車場として使用するための申請です。図面は33ページに示しております。

農地区分としましては、番号6番、番号7番が、〇〇（公共施設）から950メートル以内にありまして、住宅化率が40パーセント以上ありますので、第2種農地と判断されます。

35ページの番号1番の農地区分は、500メートル以内に医療機関が2か所ありまして、上下水管が沿道にあります。それで第3種農地と判断されます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

それともうひとつ、番号7番の譲渡人なのですが、山南地域委員会後に、亡くなりました。相続を終えていませんので、法定相続人2名で申請されています。

○委員 番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号8番は、売買により作業所及び露天駐車場として利用するための申請です。図面は16ページに示しております。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地の割合が53.2パーセントであり、40パーセントを超えていますので、第3種農地と判断します。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号6番、番号7番及び35ページの番号1番につきまして、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 相続人の名前で、申請になっています。所有者が確定していないという場合、どういう書類をそこに付けたら、この申請ができるのか、許可できるのか。というあたりをちょっと教えていただきたいというのが1つです。

もう1つ、ちょっと聞き間違いやったら申し訳ないんですけど、説明の中で、宅地化率が40パーセントを超えているという話があったように思うんですけど、4割を超えとったら、第

3種農地になるはずやけど。

○委員 第2種農地です。

○委員 4割超えとったら第3種農地でいけるのではないですか。番号8番もそうやけど、図面の中にこの区画で、街区がこれだけで、そのうちの何パーセントということが示してあると思うんやけど、この図にはそれがない。その2点について、教えてください。

○議長 2点につきまして。

○委員 最初の質問ですけど、譲渡人が亡くなっておりますので、相続人の2名に対する書類と、相続人の戸籍、その他詳細を事務局から回答します。

○議長 事務局から。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

1点目の御質問の所有者死亡の場合、必要書類が何かという問い合わせであろうかと思いません。被相続人の除籍、それから相続関係図と、相続人の戸籍ですね。亡くなった方と相続人である方との関係が分かる書類、こちらを添付していただいております。

2点目の御質問でございます。宅地化率が40パーセントを超えている場合、第3種農地の判定をするべきではないかという御意見であったかと思えます。

地域委員会から報告がありましたのは、第2種農地ということで、何が違うんだということかと思えます。

お手元に必携はお持ちでしょうか。インデックス番号1番の9ページをお開きいただきたいと思えます。

立地基準判定シートがございまして、こちらを用いて、御説明をさせていただきたいと思えます。

表の中ほどよりやや下あたりに、大きな数字で5というところがあると思えます。第2種農地の判定でございます。こちらの②ですね。ここを先ほど、山南地域の担当委員から説明をいただきました。

まずは、どこに該当しているかということで、〇〇（公共施設）からの距離を測っております。周囲おおむね500メートル以内の場合には、無条件で第2種農地に該当しますよということが、ここに書いてあります。

それ以降、括弧書きであります、「当該施設を中心とする半径500メートルの円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が、40パーセントを超える場合にあっては」ということで、40パーセントよりも高い場合は、その割合が40パーセントになるまでか、円の半径が1キロメートル以内、どちらかに到達するまで、円の半径を拡大できますよということが、書いてあります。

〇〇（公共施設）から500メートルで判定をしますと、宅地化率は54パーセントございましたので、その半径500メートルの円を、950メートルまで拡大してございます。拡大して、宅地の割合を判定しますと、42.5パーセントということで、40パーセントを超えておりますので第2種農地と判定したということでございます。

第3種農地の街区の判定につきましては、鉄道・道路・河川等で囲まれた区域の中で、宅地の割合が40パーセントを超えているか、超えていないかという判定をしてございます。

そういう違いでございますので、今回は第2種農地と判定しております。

以上です。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 確認ですけれども、相続関係図が出されているということは、その中にこの二人だけが相続人ということがそれで確認できたということですか。ほかに相続人はいらっしゃるの。

○委員 いらっしゃらないです。

○委員 ということですね。はい、分かりました。

○議長 よろしいですか。

○委員 結構です。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番、番号7番及び35ページの番号1番につきまして、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番、番号7番及び35ページの番号1番について、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、番号8番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 これも確認ですけれども、16ページの地図を見ていたら、ちょっといびつな形になっておりますが、この白地の部分については、これ宅地として、何か分筆されるように考えていいんでしょうか。あまり関係ないですけど。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

16ページの地図、西側でしょうか。今回の5条の申請地の南側の中央部の白い部分が何かという質問で、よろしいでしょうか。端的に回答いたします。宅地でございます。現況、登記ともに宅地ということでございます。

○委員 それと、すいません。

○議長 はい、どうぞ。

○委員 作業所、露天駐車場が転用目的になってますけど、これはもう聞き落としかも分かりませんが、この譲受人の会社はどこにあるんですか。

○委員 会社は同じ集落内でございます。この地図には載っていませんけども。

○委員 載ってない。

○委員 はい。近くでございます。

○委員 ということは、それ相当の理由があって、ここを露天駐車場にされる。

○委員 現在はお父さんのところで、機械とか使って商売しておられます。

○委員 分かりました。

○議長 よろしいですか。

ほかに、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号9番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号9番は、売買により住宅への進入路をとって利用するための申請です。

土地改良事業を行っている農地であることから、第1種農地と判断されると考えますが、転用目的が集落に接続して設置される日常生活上等必要な施設のため、第1種農地の例外的許可事由に該当すると考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われ。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

なお、始末書が添付されておりますので、読み上げます。

(始末書朗読)

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号9番について、質問、意見等がございますか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、使用貸借権設定、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

番号1番は、親子間で使用貸借権を設定され、一般住宅、露天駐車場を建設されようとするものです。図面は、37、38ページに示しております。

申請地の農地区分は、先ほど申し上げました〇〇(公共施設)から950メートルで、42パーセントの住宅率があることで、第2種農地と判断されます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われ、また転用面積は、必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

ちょっと申し伝えますが、この図面を見ていただきまして、37ページの斜線の部分の下側、南側ですね。これも一体の農地でして、これも分筆登記されております。

そして、38ページを見ていただきますと、黒塗りと真ん中の白いところが、588.71平方メートル。その上と左側にある白い部分の法面が189.9平方メートルとなっております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、使用貸借権設定、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、農地を取得し、一般住宅を新築するための申請です。図面は39ページです。

申請地の農地区分は、〇〇(公共施設)から200メートル以内にあるため、第3種農地と判断できると考えます。

転用面積は必要最小限のものであり、隣接所有者、地元等の同意もあり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

よろしく申し上げます。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第4号 番号1番 ～

○議長 議案第4号、農地転用許可条件の変更申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、モデルハウス、住宅展示場として許可を取られていましたが、このたび建売分譲住宅に変更するという申請がありました。図面は42、43ページに示しております。

農地区分は、近くに2か所の医療機関があり、前面道路に上下水管が埋設されていることから、第3種農地と考えます。

隣接所有者、地元等の同意もあり、周辺農地の営農への支障はないものと思われまます。農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

事業計画変更理由書を朗読いたします。

(事業計画変更理由書朗読)

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、農地転用許可条件の変更承認相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、農地転用許可条件の変更承認相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第5号 番号1番～番号6番 ～

○議長 議案第5号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、地目変更のための非農地証明願です。地図は5ページに示しています。

5月17日に現地を確認したところ、現地は車庫となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成8年頃からで、地元自治会と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えます。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長 柏原地域委員会から確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域委員会の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、番号2番、番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号2番は、地目変更のための非農地証明願で、図面は46ページに示しております。

5月16日に現地を確認したところ、現地は庭となっており、農地への復旧が困難で、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、大正10年頃で、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

さらに、図面の面積に大きな差があるのは、登記簿面積をそのまま表記しているものでございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は47ページに示しています。

5月16日に現地確認をしたところ、現地は宅地となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和40年頃からで、地元自治会長、隣接所有者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしく願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 別にそれでいいんですけど、ちょっと教えてほしいんです。大正10年頃って、誰がどうやって調べたんですか。

○委員 建物が建ったときに庭になったそうです。

○議長 よろしいでしょうか。

ほかに、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、番号4番、番号5番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号4番につきまして、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号4番につきましては、地目変更のための非農地証明願です。図面は48ページに示しております。

5月17日に春日地域委員会で確認したところ、現地は住宅と進入路ということになっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和50年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員 続きまして、番号5番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願でございます。図面は49ページに示しております。

5月17日に現地を確認いたしましたところ、住宅の一部と作業場へ入る進入路となっておりまして、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和27年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えています。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、番号6番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

番号6番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は50ページに示しております。

5月15日に確認しましたところ、現地は露天駐車場になっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成14年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

ここで休憩に入ります。

(休憩)

(再開)

○議長 会議を再開いたします。

～ 議案第6号 番号1番 ～

○議長 議案第6号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第6号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、相続税の納税猶予を受けるための申請です。5月17日に現地を確認したところ、議案書の上から4つは野菜、その次が水稻、一番下が果樹を栽培されており、管理は良好でありました。

地域委員会としては、納税猶予を受けることに、特に問題はないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 すいません。議席番号〇番の〇〇です。

相続税の納税猶予に関する適格者証明願って、もうちょっと詳しく、もし事務局でも結構です。制度というか、仕組みというか、教えていただければありがたいなと思っております。

○議長 事務局、お願いします。

○事務局 (相続税の納税猶予に関する適格者証明願について説明)

○議長 よろしいですか。

○委員 はい、ありがとうございます。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第6号の番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

～ 議案第7号 ～

○議長 議案第7号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第7号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。別冊をお開きください。

山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 5月15日に現地を確認してまいりました。ここに地目が書いてあります、変更後の地目ということですが、そのとおりになっております。

よろしくお願いします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第7号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第7号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答いたします。

～ 議案第8号 ～

○議長 議案第8号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。別冊となります。事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第8号朗読

○議長 柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番から番号9番まで、5月17日の柏原地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はございません。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。
質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

柏原地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、柏原地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

続きまして、氷上地域ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号10番から番号40番まで、5月16日の氷上地域委員会におきまして確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。
質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続きまして、青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号41番から番号59番まで、5月16日の青垣地域委員会で確認いたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はございません。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

青垣地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、青垣地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

ここで、議長を交代いたします。

○議長 続きまして、春日地域ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号60番から番号118番まで、5月17日の春日地域委員会で確認いたしましたが、全ての農地について、効率的に耕作し、農作業に常時従事するなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

春日地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、春日地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いします。

(該当委員復席)

○議長 ここで議長を交代します。

○議長 それでは、山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号119番から番号134番まで、5月15日の山南地域委員会で確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

その中で、番号123番の住所が市外になっておりますが、実家が貸出人の家の近くにありまして、両親も住んでおられますので、そこを拠点にして、ここに書いてある黒豆作りをされるそうです。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

山南地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、山南地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

続きまして、市島地域ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号135番から番号163番まで、5月15日の市島地域委員会で確認いたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

～ 協議第1号 ～

○議長 協議第1号、令和4年度最適化活動の目標に対する点検・評価についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 協議第1号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

この評価につきまして、今後の委員会活動につなげていきたいと考えておりますので、各地域委員会からこの結果の評価と今後の方針、どういうことに力を入れていきたいか。各地域委員会でお話があったと思いますので、各地域委員長より報告をお願いしたいと思います。

柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 柏原地域としましては、このような結果にはなったんですけども、こういった目標内容の点検・評価について、もっと年に3回なり2回なり、そういった回数で点検結果を出して欲しいなというような意見もございました。

今後については、できる限りこういう活動の記録をしてくださいよということで、3回なり2回なりと、そういった点検・評価ができるように、お願いします。

○議長 それでは次に、氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 活動報告の提出でございますけれども、報告をしていない者とか、報告に至っていない案件等もございまして、そういうことを、次期の委員さんにはきちっと活動記録を提出するよう周知をしていただくような方向で、お話を進めていきたいと思っております。

実際は、各委員さん、活動しっかりされておりますので、結局、報告ができていなかったというふうなことが多々あるような感じを見受けました。

○議長 青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 青垣地域委員会では、地域委員会の冒頭で、事務局からその活動記録の提出が毎回お願いをされております。会議を始めるまでに、各委員から記録が提出されておるというふうな状況でございまして、それぞれ、それを各出席者が提出されておる姿を、委員として見ておると言いますか、確認いたしておりますので、やっぱりこう記録を出さないかなという気持ちが、十分できておるんじゃないかなというふうに思います。

ただ、この活動記録の活動分類の第3条から、会議のその他のところまでずっとこうあるんですけども、ここに当てはまらなかったら、報告ができないというふうな、ちょっとそういう固い考え方をされておる方も、中にあるんじゃないかというふうに思います。そういったところはやっぱりこう、立ち話でも農業のことをお話し、あるいは農業行政のいろんなこと、消費者とでも話したというようなことで、農業に関することは話題としてかかってくるなら、そうしたことの記録を、報告をしたらいいんじゃないかなというふうに思います。

○議長 続いて、春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 春日地域の各委員さん、それぞれ頑張って活動をしていただいとるわけなんですけど、毎月の活動報告書の提出が、必ずしも100パーセントでなかったということは事実です。つつい記入漏れ等がありますので、全ての者がこの点検・評価一覧表に網羅されてるということはないというふうに思っております。

次の委員の方には、何とか、漏れなく報告をしてくださいよというふうに申しあげようと思っております。

この一覧の中で、特にそこがよかったとか悪かったとかいうことを突き詰めて、考えればいいわけなんです、なかなかそうはいきません、春日として特に申し上げるならば、この（3）の頭の見出しの（3）の新規参入を促進という項目があるんですが、これにつきまして、地元委員さんの声かけが非常に行き届いておまして、委員さんの声かけで話が進んだものがたくさんありまして。例えば農の学校を、卒業したメンバーの受入先を確保してあげたとか、それから利用権の設定もアドバイスをしたりして、現地を案内したり、というような活動をしていただいております。これらは空き家を中心に、その周辺の農地をセットで購入したり、歳若いですから、頑張って農業やりますっていう方がありまして、そういった方の成果がここに表れるということで、認識をいたしております。

十分評価できるほどの活動ではなかったかもしれませんが、一つ一つこなしていけたら、またこの数字も上がってくるかなというふうに思っております。

○議長 続いて、山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 山南地域の場合、比較的、枚数はよく出てると思います。それもまず会長の指示の下、事務局の協力を得まして、全員よくやっていたんじゃないかと思えます。

中にはパソコンで入力したり、それで農地利用最適化推進委員さんで、最初何を書いたらいいかわからないというようなことがあります、何でもええ、メモでもええと。こんなでもええんじゃないかというような形で、出していただいたりしてます。

それで、今から考えますのに、これ僕もあんまりきれいな字も書けへんし、むちゃくちゃな字を書いて出しとるときもあるんですけど、これ出すことによって、自分がそのときどういうようなことをしたとか、どういう話をしたとか、一回書いてあれしたら、よりよく正確に覚えとると思います。自分の頭の中だけで整理してやってたら、大概是違うことを覚えてます。それでこれ、書いておくのは、こんな数字だけ出してええんじゃないかというよりも、自分らのためにもなるんじゃないかと思えますので、今後は次の人らには、そのようなことを勧めていただきたいと思っております。

○議長 続いて、市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 特にほかの地域の皆さんと変わりというのはないわけですが、記入するのが得意でないという方もありますが、集積率につきましては、昨年よりも27.3パーセントというふうに多少はアップしておりますし、遊休農地の解消とかにつきましても、目標0.6ヘクタールから実績1.9ヘクタールにアップしておりますので、そこそこではないかなと思っております。

最適化の活動に行う実数につきましても、まあ平均5.4日でございますので、まあよいほうではありませんけども、悪いほうでもないということで、こんなものかなという感じを受けております。

点検・評価結果につきましては、下回る結果となった人数が4ということでありましたが、実際の活動はしておりますけれども、記録を書くのが、ほかにも話がありましたように、苦手な人もあったり、もうその日に書かないと、もうあと3日も4日もしたらもう忘れてしまうというような、高齢者特有の条件がありますので、後で思い出して間違えたことを書いとるというのも悪いので、遠慮している方もあるかと思えますので、まあこういう結果になったということでございます。

今年度につきましては、新しい委員さんに頑張ってもらって、まず書かなければこれでは

きませんので、口で言うよりも大変です。私、前から思っとなんですけど、昔は農業委員会手帳というものを全員に配っていただきまして、常に持って行って、何かあったらすぐにメモするように、手帳というのをいただいておったんですけども、今はそれが2年ほど前からなくなりました。私は毎年、個人的に手帳を、神戸のほうへ電話してもらっておるんですけど、そういうメモする手帳ってというのがないのも、物忘れの一つではないのかなと思っておりまして、また考えていただければ幸いです。

○議長 それぞれの各地域委員会から、抱負もあり、反省もありということでした。せっかくですので、会長も非常にたくさん出していただいている、どういうふうにされてるか。

○岸本好量会長 地域委員会でも話したんですけど、その日にあったこと、前の日にあったことは、漏らさず書きます。毎日血压測るんですけど、血压を測るとき帳面を出しておいて、その前の日にあった、農業委員会でこんなことあったとか、血压帳の帳面の後ろにずっと書くようにしています。そしたら後になっても書けるんで、そういうやり方をやっています。

○議長 提出がなかなか難しいっていうのが大体共通の課題だと思うんですが、今、会長が言われたように、毎日やることに合わせてするっていうのが、一番効率がいいのかなというふうに思います。

私も途中からですけど、毎日、日記を晩寝る前につけるんですけど、そのときに紙を置いて、そのときに書くということをしたら一気に増えました。よく考えたら3日に1回じゃなくて、毎日のように書かないといけない。いろんなことをしとるんだなというのが分かるんですけど、そのようなことが結局評価につながっていきますので、こういう記録とるっていうのが大事かなというふうに思うのと、それによって農業委員会が評価されるということがあれば、それはやっておくべきだというふうに思いますので、皆さんのご指摘通り、次の委員へつないでいきたいと思います。

それから、各地域委員会の中で、特に新規就農者のフォローができていたとか、そういうような実績も多々報告をいただきました。農業委員会の本来のいろいろな活動っていうのは、多岐にわたると思いますので、いろんな形でそれが記録をされて提出されれば、ずっと積み上がっていくのかなというふうに思いますので、ぜひ今後とも継続してほしいということ、また地域委員さんにもつなげて行って、丹波市農業委員会はよく頑張っているということで、評価していただけるように活動していきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、このような点検・評価の結果を出てるわけですが、この内容で、こういうことで点検・評価をするということで、皆さん御確認をいただいたということで、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、報告のあった各地域委員会からの意見をいただいて、そういうものを加味して、令和4年度の最適化活動の目標に対する点検・評価の意見という形で、まとめたいと思います。

連絡事項を事務局からお願いします。

○事務局 (事務連絡)

○議長 それでは、本日の会議はこれで閉じたいと思います。御苦労さまでした。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和5年5月25日

議 長 ㊟

議事録署名委員（11番委員） ㊟

議事録署名委員（12番委員） ㊟
